

M&A ニュースレター



- I. 米国大統領選後のイランビジネス
- II. アラブ首長国連邦における M&A 法制

2017年
1月号

I. 米国大統領選後のイランビジネス

執筆者: 中島 和穂

今月 20 日に米国大統領に就任する予定のドナルド・トランプ氏は、就任前から Twitter で積極的にメッセージを発信し、その発言が日々報道されています。世間の注目を集めるトランプ新大統領氏の政策は多岐に亘りますが、中東政策もその一つであり、イスラム国(ISIS)掃討やシリア内戦の終結に加えて、2015 年 7 月のイラン関連の核合意の行方が注目されています。本稿では、米国大統領選後のイランビジネスについて、米国のイラン制裁の現状や見通しを踏まえて解説します。

1. 米国によるイラン制裁の現状

まず、米国によるイラン制裁の現状をご説明します。米国は、1979 年のイラン革命及びそれに続く米国大使館人質事件を受けて、イランに対する経済制裁を科してきましたが、2005 年、イランによるウラン濃縮活動再開を理由として、2010 年以降、イランに対する制裁を強化しました。この米国の制裁は、欧州連合、日本など他国の経済制裁と相まって、イランの経済活動を国際社会から締め出すこととなり、イラン経済に深刻な打撃を与えました。

2013 年、イランで穏健派のロウハニ氏が大統領に当選し、欧米諸国との対話路線に転じました。その結果、2015 年 7 月、イランが核の平和的利用に向けた措置を実行すれば、各国が課してきたイランに対する制裁を緩和するという核合意が主要 6 カ国(米、英、仏、露、中、独)との間に成立しました。この核合意は、包括的共同行動計画(Joint Comprehensive Plan of Action, JCPOA)と呼ばれています。核合意に基づき 2016 年 1 月 16 日、米国を含む各国は、イランに対する経済制裁を大幅に緩和しましたが、残存する米国のイラン制裁は、米国企業のみならず、日本や欧州などの米国以外の企業にも重大な影響を与えています。

例えば、米国政府が特定する一定の企業及び人物(Specially Designated Nationals、SDN)との取引禁止、米国原産品や米国原産技術の輸出や再輸出の禁止、米国人のイラン関連取引への関与禁止、米国金融システムを利用した米ドル決済の禁止などが挙げられます。この規制に違反すれば、米国当局から、輸出資格処分の停止、罰金などの制裁が科されるおそれがあり、イラン向けビジネスを検討する企業はこれらの規制に遵守することが重要となります。

核合意は、イランに対し、濃縮ウランの保有量制限など、核の平和的利用を確保するための一定の義務を負っており、イランは

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

今後もその義務を果たさなければなりません。仮にこの義務が果たされず、核合意当事国の協議が一定期間中に整わない場合には、イランに対する従前の制裁が復活することになります。この制裁復活は、スナップバック(Snap Back)と呼ばれています。仮に制裁が復活すれば、日本を含む各国企業のイラン向けビジネスは実質的に不可能になりますので、イラン向けビジネスを検討する企業は、制裁復活の場合の撤退策を検討しておくことが重要となります。

2. 各国のイラン向けビジネスの現状

2015年7月に核合意が公表されて以降、各国政府高官がイラン政府との間で経済関係の強化に向けて懇談し、多くの企業がイラン向けビジネスを開始しています。直近では、米国のボーイングやフランスのエアバスがイランとの間で民間航空機を売却する最終合意に至り、また、フランスのトタルや英蘭系ロイヤル・ダッチ・シェルがイランでの石油開発に合意しました。

このようにイラン向けビジネスは、進展が見られますが、核合意の際に期待されたほどは進んでいないように思われます。その原因の一つには、残存する米国の制裁による影響が挙げられます。

例えば、過去に米国規制当局から制裁を受けた欧州の金融機関がイラン向けのユーロ建て決済に慎重な姿勢を示していること、イラン側が関心を示す製品や技術の一部に米国原産品や技術が含まれていること等が挙げられます。

また、残存する制裁には、米国連邦レベルのみならず、州レベルの制裁もあります。州レベルの制裁は、数十州で採用されていますが、イランで事業活動をする企業に対して、州による公共調達資格をなく奪したり、州が運営する基金が投資する企業がイランビジネスをする場合に当該投資を処分するものが一般的です。罰金を科すものではなく、厳密な意味での法的制裁ではありませんが、イランのみならず、米国で事業活動する企業にとっては無視できません。

3. トランプ政権下のイラン制裁の見通し

イラン向けビジネスを制約する他の要因としてトランプ政権下のイラン制裁の見通しが不透明なことも挙げられます。

トランプ氏は、選挙期間中、当初は「核合意を破棄する」と発言していましたが、その後、「再交渉する」、「合意の実行を厳格に監視する」と発言を修正したようです。また、トランプ氏は、大統領当選後、就任後の100日間計画を公表しましたが、イラン制裁について述べていません。トランプ氏は、国防長官、国家安全保障担当補佐官、CIA長官などの候補者に、対イラン強硬派とされる人々を指名していますが、直近の米国上院議会の公聴会において、核合意を批判しつつも、合意した以上は合意に沿うべきであり、同盟国と協調する必要があると述べる候補者もいます。オバマ政権下で核合意を推進したケリー国務長官の後任として、トランプ氏が指名したレックス・ティラーソン氏(石油大手エクソンモービル CEO)も、核合意を full review する必要があると述べつつ、核合意の結果何をもちたらずのかが真の重要な問題であると述べています。

米国では、2015年7月の核合意は、米国議会の承認が必要な条約ではなく、米国大統領の権限で合意できる executive agreement 又は political commitment と扱われました。米国のイラン制裁の緩和は、米国議会が制定したイラン制裁法を廃止するという方法ではなく、米国大統領令に基づき、制裁法の執行を止める方法が取られました。従って、トランプ氏が、核合意を破棄すべく、大統領の権限に基づきイラン制裁法を再度執行することは可能です。また、核合意は「核関連」の制裁を緩和するものであり、核以外の理由、例えば、大量破壊兵器や人権問題を理由として、イランへの制裁を復活させることも考えられます。

また、制裁復活は、トランプ氏がオバマ政権下の大統領令を廃止するのみならず、核合意に批判的であった共和党が過半数を握る米国議会が追加の制裁法を定める可能性もあります。

他方、核合意は、国連安全保障理事会で承認され、欧州各国、ロシアや中国も当事者となっており、これらの国は既にイラン向けビジネスを再開していますので、米国企業以外の企業に対する制裁復活は各国から強い反発を受けることが予想されます。トランプ氏は、オバマ政権下で対立してきたロシアとの関係修復を示唆しており、イランの制裁復活を理由にロシアと対立することを望むかどうかは明らかではありません。米国が一方的に核合意を破棄すれば、イランは核開発を再開し、中東地域の不安定さが増す上に、上記の米国ボーイングの取引も破談に追い込むことになり、米国企業の雇用にも影響が生じかねません。

核合意に対する米国新政権の方針は、政策の優先順位、主要閣僚の見解、欧州・ロシアなど核合意の他の当事国との関係など様々な要素が絡んでおり、不透明になっているように思われます。

4. 直近の米国規制当局による動き

上記の通り、トランプ政権下のイラン制裁は今後の行方を見守る必要がありますが、米国規制当局(OFAC)は、昨年 11 月の大統領選挙後、オバマ大統領の任期満了が迫る中、核合意関連の措置を公表しました。

まず、昨年 12 月 15 日、核合意に関する FAQ(Frequently Asked Questions)をアップデートし、制裁が復活する場合の取扱いが明確化されました。従前の FAQ では、制裁が復活する場合でも、米国規制当局は、復活前の合法的な活動については遡及的に制裁を科すことはなく、制裁による影響を最小化するであろうと述べていました。しかしながら、「影響を最小化する」措置の内容が明らかではありませんでした。アップデートされた FAQ では、制裁復活後、イランビジネスを解消するため 180 日間が与えられることが明記されました。また、復活以前にイラン側に引き渡された又は提供された製品やサービスの代金を回収することや、復活以前にイラン側に貸し付けられたローンを回収することも認められました。

また、昨年 12 月 23 日、米国規制当局は、人道的な目的から制裁法の例外とされていたイラン向け医薬品、医療機器や農作物の範囲を拡大し、また、従前は禁止されていた医薬品や医療機器の安全かつ効果的な使用のための米国人によるトレーニングの提供も可能とする規則改正を実施しました。

オバマ政権は、核合意後、残存する米国制裁に関する FAQ を公表し、随時アップデートしたり、規制当局担当者が他国に赴いて説明会を開催するなど、各国企業のイラン向けビジネスの促進に向けて尽力してきましたが、今回の措置は、新政権がイランへの強硬策を示唆する中で、イランへの経済活動や人道的な支援を促進し、イランと国際社会の結びつきをより強くしようとしたものと考えられます。

5. まとめ

欧米では、制裁復活の可能性を考慮しつつも、イランビジネスを積極的に進める企業が数多く見受けられます。トランプ氏の発言が注目されがちですが、発言がそのまま実際の政策に反映されるとは限らず、新政権の下の政策の優先順位、オバマ政権下で積み重ねられてきた他国や米国内の利害関係、本年 5 月に予定されるイラン大統領選など考慮し、イラン制裁の行方を見極めた上で、イランビジネスの事業展開を判断する必要があります。



なかじま かずほ
中島 和穂

西村あさひ法律事務所 ドバイ駐在員事務所 パートナー弁護士 ドバイ駐在員事務所
代表/東京事務所兼任

k.nakajima@jurists.co.jp

主な業務分野は、海外進出(M&A、ジョイントベンチャー等)および国際商取引(商品売買、ライセンス等)。中東関連ビジネス等に関する法務支援の経験が豊富。各国の会社関連法、経済制裁・輸出入管理等、イランを中心とする中東諸国への事業進出に伴って生じる実務上の諸問題を分析し、多くの企業に戦略的なアドバイスを提供している。

Ⅱ. アラブ首長国連邦における M&A 法制

執筆者: 森下 真生

1. はじめに

アラブ首長国連邦(以下「UAE」といいます。)は、中東アフリカ地域では、日本企業が最も多い国であり、特にその首長国の 1 つであるドバイには、多くの日本企業が拠点を置いています。UAE は、中東アフリカ地域では M&A が多い国であり、今後 M&A 市場の成長が見込まれている国ですが、現在のところ、日本企業による M&A は限定的です。もともと、場所的利便性が高く、ビジネスインフラもよく整備されたドバイへの日本企業の進出は、年々増加しており、M&A による企業進出も期待されます。

UAE における M&A に関する主要な法律としては、商事会社法(Commercial Company Law)がありますが、こちらは 2015 年に改正がなされました。また、2012 年に成立した競争法(Competition Law)により、企業結合規制が導入されています。競争法は、2013 年 2 月から施行されていたものの、企業結合規制の適用を決する市場支配率の数値が定められておらず、適用がなされない状態でしたが、2016 年に関連する 2 つの閣議決定(Cabinet Resolution)が出され、ようやく実効性のある法律になりました。

以下では、こうした最近の状況を踏まえた UAE における M&A 関連法制について、解説します。

2. オンショア会社とフリーゾーン会社

UAE には、大きく分けて、外資規制のあるオンショア会社(フリーゾーン外の会社)と外資規制のないフリーゾーン会社(フリーゾーン内の会社)があります。

オンショア会社を規律する商事会社法は、会社形態として、①合名会社(joint liability company)、②合資会社(simple commandite company)、③公開株式会社(public joint stock company)、④非公開株式会社(private joint stock company)及び⑤有限責任会社(limited liability company)を定めています(同 9 条)。しかし、以下で述べる通り、これらの商事会社法上の会社の場合には、いずれの形態の場合も外資規制があり、外国企業がビジネスを行う上で、障害になります。

そこで、UAE、特にドバイでは、外資規制を受けない多くのフリーゾーンが設置し、外国企業に、現地人又は現地企業の支配又は関与を受けない会社の設立又は支店・駐在員事務所の設置を認め、外国企業の誘致を図っています。但し、フリーゾーン会社は、原則として、対フリーゾーン又は UAE 外にしか物又はサービスの提供を行えないため、当該会社による UAE オンショアへの物又はサービスの提供が想定される場合には、オンショア会社である必要があります。

フリーゾーンでは、当該フリーゾーン内の会社に適用される独自のルールを定めていますが、商事会社法上、フリーゾーン法又は規則がある場合には、当該フリーゾーンに設置された会社は、商事会社法の適用を受けないとされています(同 5 条 1 項)。

したがって、M&A を行う際に適用されるルールは、対象会社の所在地によって異なることになり、適用ルールを把握するためには、オンショア会社かフリーゾーン会社か、また、フリーゾーン会社の場合には、どこのフリーゾーンなのかを確認する必要があります。

3. 外資規制

対象会社が、商事会社法の適用を受けるオンショア会社の場合、M&A にあっても外資規制に注意する必要があります。

外資規制の内容は、会社形態によって異なりますが、まず、合名会社(無限責任社員のみ)及び合資会社(経営権を有する無限責任社員と経営権を有しない有限責任社員から成る会社)の場合は、無限責任社員が UAE 人でなければならないとされます(商事会社法 10 条)。

また、公開株式会社、非公開株式会社及び有限責任会社の場合は、その株式又は持分の 51%が UAE 人又は UAE 法人によって保有されなければならないとされます(同 10 条)。更に、公開株式会社の場合、取締役会の議長と取締役会の構成員の過半数は、UAE 人でなければなりません(151 条)。

これに対して、前述のとおり、フリーゾーン会社の場合には、いずれのフリーゾーンにおいても、外資規制はありません。

4. 商事会社法における M&A 関連条項

(1) 株式・持分譲渡

(a) 有限責任会社

商事会社法上の会社形態で、外国企業のビジネスにおける利用が最も多いのが、有限責任会社です。

有限責任会社の持分譲渡は、商事会社法及び定款の規定に従って、行うことができます(同 79 条 1 項)。出資者が、既存の出資者以外の第三者に譲渡する場合は、他の出資者に譲渡先及び譲渡の条件を通知しなければなりません(同 80 条 1 項)。また、通知を受けた他の出資者は、通知から 30 日間、当該持分について先買権を有します(同 80 条 2 項)。

有限責任会社の持分譲渡については、商業登記簿に登録された日から会社又は第三者に対して効力を有します(同 79 条 1 項)。

(b) 公開株式会社

公開株式会社の上場株式の譲渡は、関連する当局及び証券取引所(ドバイ金融市場(Dubai Financial Market)又はアブダビ証券取引所(Abu Dhabi Stock Exchange))の定める手続に従います(同 211 条)。また、上場会社の株式又は転換債券の取得に関する取引を行う者は、証券・商品庁(Securities and Commodities Authority)のルールに従わなければならないとされますが(同 292 条)、同庁のルールにより、上場会社の株式の 30%以上を取得する場合には、証券取引所への通知が要求されます。

なお、オンシヨア会社については、商業会社法上も他の法律においても、公開買付に関するルールは定められておりません¹。

公開株式会社の非上場株式の譲渡は、株主名簿に登録されなければならないが、登録された日から会社又は第三者に対して効力を有します(同 212 条 1 項)。

(c) 非公開株式会社

非公開会社の株式の譲渡は、株主名簿に登録されなければならないが、登録された日から会社又は第三者に対して効力を有します(同 263 条 1 項)。

(2) 合併

商業会社法上、合併が定められており、商事会社法上の会社は、株主総会の特別決議に基づき、二社間の合併契約により、他の会社と合併できます(同 283 条)。改正前商業会社法と異なり、改正商業会社法では、合併契約が必要であることが明示され、一定の事項が、合併契約で定めなければならないものとして要求されています(同 284 条)。

但し、親会社が、完全子会社と合併する場合及び同一の親会社に保有される 1 つ以上の会社が合併する場合は、合併契約は不要です(同 286 条 1 項・2 項)。

合併契約のドラフトは、両合併当事者会社の株主総会又は社員総会に提出して、その承認を受ける必要があります(285 条 1 項)。

改正商業会社法では、20%以上の株式又は持分を有する出資者は、合併に反対の場合、合併承認から 30 日以内に、裁判所で合併を争うことができるとされました(同 285 条 2 項)。

また、株式会社の場合を除き、合併の社員総会決議に反対する出資者は、合併承認の日から 15 営業日以内に会社に書面で

¹ フリーゾーンの中でも特に特別な扱いを受けるドバイ国際金融センター(Dubai International Financial Centre: DIFC)(UAE 全体は、大陸法系の法体系であるにもかかわらず、コンモローの法体系を有し、裁判所も独自のものがあります。)には、ナスダック・ドバイという証券取引所があり、英国に類似した公開買付規制を有します。

要求することにより、出資の払戻しを求めることができます(同 287 条 1 項)。

債権者保護手続として、両合併当事者会社は、株主総会による合併承認から 10 営業日以内に、債権者に対して通知を行わなければならない(同 288 条)。債権者は、30 日以内に反対を通知して、裁判所に合併の差止めを求めることができます(同 289 条 1 項)。裁判所は、合併が申立債権者の利益に不当な影響を与えると判断した場合は、合併の差止めを命じることができます(同 289 条 2 項)。

5. 競争法における企業結合規制

2013 年から施行されている競争法では、関連する市場の競争に影響を与える経済的集中をもたらす企業結合については、その少なくとも 30 日以内に経済省(Ministry of Economy)に対して書面による申請をし(同 9 条 1 項)、その事前の許可を取得しなければならないとされています²。

もっとも、何パーセントの市場占有率がある場合に、申請が必要な経済的集中とされるかについては、競争法上、閣議決定に委ねられたままになっており、2013 年 2 月の競争法施行後も、2014 年 10 月の競争法施行規則施行後も、定かではありませんでした。

この点について、2016 年 4 月と 7 月によりやく関連する閣議決定(13 号・22 号)がなされ、経済的集中とは、関連する市場(relevant market)における総取引が 40%超となる場合を意味するとされました。もっとも、「関連する市場」は定義されているものの、一義的に関連市場が明らかになる内容ではない上、特段の解釈指針も存在しないため、経済省への申請が必要となる経済的集中の有無の判断においては、引き続き不明瞭な点は残ります。

なお、30 日以内に申請をしなかった事業体は、UAE における直近の会計年度における年間収益の 2 から 5%(又は年間収益の計算ができない場合、50 万ディルハムから 500 万ディルハム)の罰金を課せられます(同 17 条)。

また、経済省の許可前の取引の実行は、同様に 5 万ディルハムから 50 万ディルハムの罰金に服します(同 18 条)。取引当事者は、経済省の許可が出るまで、相互の事業について、管理し又は影響を与えようとしてはならず、従前どおり、独立に事業を行い続けなければならない。

罰金は、違反が繰り返されると累積します(同 21 条)。更に、裁判所により、3 から 6 ヶ月間、関連する事業の閉鎖を求められることがあります(同 22 条)。

競争法においては、上記の企業結合規制の他に、競争制限的合意と支配的地位の濫用の禁止が定められていますが、これらの適用において必要な数値についても、2016 年の閣議決定によって定められました。したがって、競争法に関しては、上記の企業結合規制の他、競争制限的合意及び支配的地位の濫用の禁止についても、その適用可能性に留意が必要となっています。



もりした まさお
森下 真生

西村あさひ法律事務所 ドバイ駐在員事務所 弁護士 ドバイ駐在員事務所駐在代表
m.morishita@jurists.co.jp

2004 年弁護士登録。2010-2011 年総合商社法務部、2012-2013 年ノートン・ローズ・フルブライト法律事務所(ロンドン)、2013-2016 年総合商社電力部門(ドバイ)各出向。2016 年-西村あさひ法律事務所ドバイ駐在員事務所駐在代表。UAE ドバイにおいて、中東・アフリカ関連業務に専従。

² 但し、電気通信、金融サービス、文化活動、石油・ガス、薬剤の製造・販売、郵便、電気・水道、下水・廃棄物処理、輸送の各セクターは、競争法の適用範囲から除外され(同 4 条 1 項、同別紙)、連邦及び首長国の政府並びに政府の事業体(政府に保有又は支配されている事業体のみならず、連邦又は首長国政府の権限に基づき行為する事業体を含みます。)も、競争法の適用から除外されます(同 4 条 2 項)。さらに、中小の事業体も競争法の適用を免れます(同 4 条 3 項)。

論文情報 (2016年11月～2017年1月)

- * 「The Real Estate M&A and Private Equity Law Review – First Edition – (Japan Chapter)」 上野元ほか、Law Business Research
- * 「M&A 契約研究会 第6回「雑則」」 中山龍太郎、論究ジュリスト No.19(2016年秋号)

書籍情報 (2016年11月～2017年1月)

- * 「会社法実務相談」 西村あさひ法律事務所・太田洋・佐藤丈文・郡谷大輔・濃川耕平・山本憲光・松原大祐・中島和穂・柴田寛子・有吉尚哉・高木弘明・本柳祐介・藤井康次郎・泰田啓太・佐々木秀・高木謙吾・高木智宏・辰巳郁・赤堀志高・根本剛史・尾崎美和・井上健二・河合優子・神保寛子・鶴岡勇誠・生方紀裕・田原吏・大野憲太郎・星野大輔・緒方健太・佐藤喬洋・稲垣弘則・山本晃久・安井桂大・佐原早紀・酒井貴徳・斎藤公紀・中村崇志・神谷圭佑・窪田三四郎・峯崎雄大・小俣洋平・竹田慧・森本凡碩・澤田文彦・大塩春佳・中井成紀・吉田元樹・江口尚吾・前澤友規・益田美佳・角田龍哉ほか、商事法務

セミナー情報 (2016年11月～2017年1月)

開催予定

- * **申込受付中**「フランス及びアフリカ企業への投資セミナー」 木津嘉之
開催日: 2017年2月24日(金)
- * **申込受付中**「保険業務に関する最新法務トピック」 忍田卓也・有吉尚哉・山本啓太・松下由英
開催日: 東京: 2017年2月22日(水)、大阪: 2017年2月24日(金)
- * **申込受付中**「M&A 契約と独占禁止法リスク条項」 山田浩史
開催日: 2017年2月10日(金)
- * **申込受付中**「改正個人情報保護法の実務ポイント」 太田洋・柴田寛子・高木謙吾・石川智也 (※東京回は申込終了)
開催日: 名古屋: 2017年2月6日(月)、東京: 2017年2月9日(木)、大阪: 2017年2月13日(月)、福岡: 2017年2月17日(金)
- * **申込受付中**「日本企業による欧州企業への投資セミナー」 木津嘉之
開催日: 2017年1月27日(金)
- * **申込受付中**「グループ会社管理のポイントとグループ管理規程整備における留意点」 森本大介
開催日: 2017年1月20日(金)

開催済

- * 「米国ヘルスケア業界における M&A 及び各種規制に関する最新重要トピック」 山口勝之・新川麻・井垣太介・Andrew L. Bab・Andrew M. Levine・清田亮

当事務所は、M&A 分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社および投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型 M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類の M&A 案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国の M&A 案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A 分野に関する最先端の知識並びに豊富な経験およびノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野および実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ確かなリーガルサービスを提供しております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、M&A 分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネス・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。